

# 東海北陸 HLA 研究会 会則

## 第1条（名称）

本会は東海北陸 HLA 研究会と称する。  
英文名は Tokai Hokuriku HLA Study Group とする。

## 第2条（目的）

本会は組織適合性に関する基礎・臨床研究を行い、学会発表、臨床応用、人材育成を通して、より良い医療を達成することを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は年1回の研究集会を開く。このほか本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第4条（会員）

1. 本会を構成する施設（診療科単位等）は、第2条の趣旨に賛同する教育施設、研究施設、診療施設 及び その他の医療関連施設とする。
2. 施設会員、個人会員をおく。
3. 会員の入会については、会長が承認し世話人・施設代表者会で報告する。
4. 会員が所属する施設は、代表者1名と連絡者1名を定め、研究会に登録する。
5. 世話人、施設代表者は世話人・施設代表者会を構成し、本研究会の運営に参加する。

## 第5条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	1名
世話人	若干名
監 事	2名
顧 問	若干名
2. 会長は、世話人の中から、世話人・施設代表者会での選挙により選出され、会を代表し、会務を統括する。任期は1期2年とし、再選を妨げないが通算4年を越えて在任することができない。任期は65歳までとする。
3. 副会長は、会長が指名し、委嘱する。副会長は、会長の任務を補佐する。

4. 世話人は会員の中から世話人・施設代表者会の議を経て会長が委嘱する。世話人および施設代表者は世話人・施設代表者会を構成し、研究会の運営方針を審議し、会務に関する事項を議決する。世話人・施設代表者会は年1回以上開催するものとする。当番世話人は、世話人の中から世話人・施設代表者会にて推薦・決定される。当番世話人は、研究会（日本組織適合性学会 東海北陸地方会）を主催する。東海北陸地区以外の施設に在籍する世話人を特別世話人とする。
5. 監事は会の財務を監査し会長に報告する。
6. 世話人・施設代表者会は会長が召集し議長となる。
7. 顧問は世話人の中から会長が委嘱する。
8. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない（会長は別途定める）。

#### 第6条（研究集会）

1. 研究集会開催のため、当番世話人をおく。
2. 当番世話人は世話人・施設代表者会の会議によって決める。

#### 第7条（利益相反）

会員、非会員の別を問わず、学術集会での演題発表の際、また役員が活動を行う際は、日本組織適合性学会の「利益相反に関する規則」にしたがって、利益相反に関する状況を適切に申告する。

#### 第8条（会費）

会員は施設名を登録し、それぞれ定められた年会費を納入するものとする。  
年会費は次の如く定める。

1. 会員（施設）15,000円
2. 会員（個人）5,000円
3. 顧問は会費を免除する。

#### 第9条（会計）

1. 本会の経費は会費を持ってこれに充てる。
2. 本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

#### 第10条（退会）

1. 退会を希望するものはその旨を届け出なければならない。その場合、既納の年会費は返付しない。
2. 連続して2年間会費を納入しないものは退会とみなす。

## 第 11 条（会則変更）

本会則の変更には世話人会において、その 2/3 以上の賛成を必要とする。  
本会則は平成 28 年 5 月 21 日から施行する。

# 附 則

（令和 4 年 8 月 7 日修正）

（令和 5 年 7 月 22 日修正）

1. 本会則にいう施設代表者とは会員である当該施設における代表者をいう。
2. 入会を希望するものは、所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。
3. 研究集会における発表は会員が望ましい。
4. 研究会会長を西田徹也、副会長を小倉靖弘とする。
5. 本会の事務局の所在地は愛知県長久手市岩作雁又 1 番地 1 愛知医科大学医学部外科学講座（腎移植外科）、会の財務担当を石山宏平とする。